山 守 会 会 則 (22期改訂版)

(目的)

第1条

- 1. 本会は、山行等を通じて会員相互の親睦と健康の増進を図ることを目的とします。
- 2. 本会の行事はハイキングとウォーキングとしてハイキングは登山を目的とし、ウォーキングは里山歩き、街歩き、歴史めぐり等の散策を目的とします。
- 3. 全ての行事に参加可能だが、クラス難易度を各自判断して参加する。

(名称)

第2条

本会は「山守会」(さんしゅかい)と称し、所在地を立川在住の会員宅とします。

(会員)

第3条

本会の会員は、本会の目的に賛同し会則を認める者で構成します。

(入会及び退会)

第4条

本会に新規に入会を希望する者は、会長の承認を得る事とします。退会する者は、会長に、しかるべき方法(書面、電話、メール等)で届け出る事とします。

(会計年度)

第5条

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとします。

(会費)

第6条

- (1)会費は一人当たり年額4800円とし、翌年度分を3月末日までに前納するものとします。
- (2)年度途中で入会を希望する者の会費は、入会月からの月割計算とし、 月額400円とします。(なお、入会時に該当月数分を入会希望日の7日 前までに納入するものとします。)
- (3) 傷害保険料は、3月末日までに会費と同時に翌年度分を支払うものとします。途中入会者は、入会希望日の7日前までに会費と同時に該当年度分を全額納入するものとします。

なお、傷害保険に加入いただかないと会員にはなれません。

(4)参加費は無料とします。

(行事)

第7条

第1条の目的を達成するために、次の行事を行うものとします。

- (1)原則としてハイキングの山行は月1回、ウォーキングの山行は年6回 行ないます。ただし運営委員会の決定により回数の増減ができる事としま す。
- (2)参加は個人の自由とします。
- (3) 会員相互の情報・資料等の交換をします。
- (4) その他、目的達成に必要な事業を行います。

(役員)

第8条

- (1) 本会の役員は総会にて選出され、役職は役員の互選とします。
- (2) 各役職には互選により筆頭幹事を定める事とします。

(役職)

役職は次ぎの通りとし役職の兼任を認めます。

(1)会長 :会を統括し、本会を代表します。

(2) 副会長 :会長を補佐し、会長及び役員に支障が生じた場合、その職

務を代行するほか、運営委員会、リーダー会、総会の進行役、

名簿の作成・管理を担当します。

(3) 庶務担当 :議事録、お知らせ、その他の資料の全会員への送付、及び

運営委員会、リーダー会、総会の会場の確保等を行います。

(4) 会計担当 :経費の管理、予算案及び決算書の作成を行います。

(5) リーダー会: リーダー会はリーダーもしくはサブリーダーを経験した者をメンバーとして構成し前期の年度内に次期の年間山行計画を企画、立案すると共にメンバー間のコミュニケーションを図り安全で楽しい山行を計画し実行できるようにします。

9。 : 会の存在、活動を内外に発表します(ホームページの維持 管理、「さんしゅ」の発行:今期は残す、立川市の広報紙「たち

かわ」等による会員募集活動等)。

(7) 会計監査 : 会計以外の役員を当て、会計を監査します。

(運営委員会)

(6) 広報担当

第9条

運営委員会は本会役員及びリーダー会のメンバーにより構成し、次のことを 行います。

- (1) 行事計画関連の立案及び山行計画の承認。
- (2) その他、目的達成のために必要な事項。

(総会)

第10条

(1)総会は、年1回5月末日までに開催することとします。但し、会員の 過半数の要望、又は役員会で必要と認めたときは、臨時に総会を開催す ることができます。

(2)総会の欠席者は議長に権限を一任したと判断する事とし委任状は、とらないこととします。

(議事録の作成)

第11条

運営委員会、総会、リーダー会の議事録(確認事項及び決定事項)を作成 し全会員に配布します。議事録の作成者は会長が指名する者とします。

(決算)

第12条

決算は4月末日までに監査を受け、総会に報告し、その承認を受けるものとします。

(役員の選出及び任期)

第13条

- (1)役員は総会において会員の中から選出します。任期は選出された総会から次の総会までの1年とし、再任を妨げないものとします
- (2)役員が任期中緊急事態で任務を遂行不可能と認められた場合、役員の 合議で会員の中から適任者を選出することができます。

(顧問)

第14条

本会は、総会の承認を得て、顧問を置くことができます。

(会則の改正)

第15条

この会則は、総会の議決を経て改正することができます。

(事故の責任)

第16条

山守会及び会長をはじめ全役員及び山行時のリーダー、サブリーダーは、山行中の事故等の一切の責任は負いません。傷害保険以外の総ての責任は、会員個人の自己責任で処理する事とします。

施行 平成13年2月7日	改正⑦ 平成24年4月1日
改正① 平成13年9月9日	改正⑧ 平成25年4月1日
改正② 平成14年4月1日	改正⑨ 平成26年5月31日
改正③ 平成15年2月9日	改正⑩ 平成27年4月25日
改正④ 平成16年4月1日	改正⑪ 平成 29 年 4 月 22 日
改正⑤ 平成17年2月26日	改正⑫ 平成30年(2018年)4月28日
改正⑥ 平成19年4 月1日	改正⑬ 平成31年(2019年)4月27日
	改正(4) 令和 4 年(2022年) 4 月 23 日